

令和 2 年 6 月 1 日

移住促進事業が好調です！

～令和元年度の市が対応した移住者数が 79 名と過去最高に～

本市では、平成 21 年度から人口減少の緩和を図ることを目的として、移住相談アドバイザーの設置、移住情報サイトによる情報提供及び都市部での移住相談会への参加等の移住促進事業に取り組んでおり、令和元年度に市が対応した移住者数が 45 世帯 79 人と過去最高の実績となりました。

また、平成 28 年度に運用を開始した移住支援助成金制度について、移住検討者の移住をより誘引できるよう、名称を含めて要綱を一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から定住支援助成金制度を開始しました。今後もさらなる移住・定住の促進に取り組んでいきます。

1 市が対応した移住者数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
移住者数	2	9	10	17	9	27	52	45	50	79	300
移住世帯数	1	4	5	7	7	14	25	29	27	45	164
移住相談件数	52	58	65	104	73	61	89	123	125	155	905

※市が対応した移住者数・・・移住の相談から実際の転入につながった者の数
※いずれも過去最高の数値

2 定住支援助成金について

(1) 上天草市定住支援助成金の概要

ア 助成金の種類

助成金の種類	(新) 定住支援助成金	(旧) 移住支援助成金
住宅取得助成金 (変更)	新築又は購入した物件につき 10 万円	新築又は購入した物件につき 20 万円
空き家バンク登録物件取得加算助成金 (新設)	空き家バンク登録物件の場合、10 万円を加算。	
子育て世帯住宅取得加算助成金 (新設)	15 歳以下の子 1 人につき 3 万円 (上限 6 万円) を加算。	—
引越し費用助成金 (変更)	引越費用の 2 分の 1 を助成。上限 5 万円	引越費用の 3 分の 2 を助成。上限 10 万円
自動車購入助成金 (廃止)	—	自動車購入費の 3 分の 2 を助成。上限 軽 10 万円、普通車 15 万円。
自動車免許取得助成金 (廃止)	—	免許取得費用の 2 分の 1 を助成。上限 10 万円

イ 事前申込の条件化

助成金が移住への誘引となるよう移住前の事前相談をした者のみを対象とした。

ウ 申請可能期間の短縮

当該年度の移住検討者に対し助成金を交付できるよう申請可能期間を転入後1年から転入後3か月までに短縮した。

エ 交付対象者の要件整理

- ・申請者の属する世帯主及び全ての世帯員が移住者であること。
- ・近隣自治体（天草市、苓北町、宇土市、宇城市）からの移住者は助成対象外とした。
- ・助成金の交付対象に係る「住宅」について、交付対象者の3親等以内の親族が所有する建築物は対象外とした。
- ・世帯主等に公務員、地域おこし協力隊員がいる場合は対象外とした。



(連絡先)

企画政策部企画政策課

担当：課長 岡元、主事 飯野

電話：0964-26-5539

FAX：0964-56-4972